

道徳教科書採択の実態

2018.9.1

未来をつむぐ安房の会・学習会

報告 樋口 正規

1. 千葉県 の道徳教科書（小学校／昨年度採択、本年度より使用）

東京書籍 63.3%（199,176人）

千葉、船橋、市川、浦安、柏、我孫子、鎌ヶ谷、松戸、野田、流山、東金、山武、
「大網白里、山武郡」 [6地区]

教育出版 16.3%（51,414人）

佐倉、成田、四街道、八街、印西、白井、富里、印旛郡、調子、旭、匝瑳、館山、
鴨川、南房総、安房郡 [3地区]

光文書院 11.5%（36,183人）

習志野、八千代、木更津、君津、富津、袖ヶ浦 [2地区]

日本文教出版 4.3%（13,613人） 市原 [1地区]

学研 2.4%（7,476人） 香取、香取郡、勝浦、いすみ、夷隅郡
[2地区]

光村図書 2.1%（6,696人） 茂原、長生郡 [1地区]

《注》1. 県全体の人数は、元資料では314,557人（1名少ない）。

2. 他に学校図書と廣済堂あかつきがあるが、千葉県では今回採択ゼロ。

3. 全国での教育出版の採択は34地区（5.8%）。千葉県は突出。

4. 道徳の「教科化」（教科書の使用と学習評価）自体の問題と、教育出版の教科書の内容（一面性、非科学性）の問題とがある。

【参考】千葉県の教科書採択地区（15地区）

1 千葉市 2 船橋市 3 葛南東部 4 葛南西武 5 東葛飾東部 6 東葛飾西部
7 印旛 8 香取 9 海匝 10 山武 11 長生 12 夷隅 13 安房 14 君津
15 市原市

2. 中学校の道徳教科書（本年度採択、来年度より使用）

日本教科書 光村図書 学研教育みらい 廣済堂あかつき

日本文教出版 東京書籍 教育出版 学校図書

《注》 1. 日本教科書の偏向ぶり。

2. 学習項目（徳目）ごとに生徒に自己評価させる教科書（日本教科書、教育出版、廣済堂あかつき）の存在。

3. 中には「人権・平和・共生」などを考えさせる教材もある。

【採択結果】 千葉市 日本文教出版 船橋市 東京書籍
市原市 光村図書 （安房 教育出版）

《注》 1. 千葉県内では上記3市のみが公開採択のため結果判明。他の12地区は非公開で、9月1日までは経過も結果も公表せず。安房採択地区もその一つ。（ただし、今回の館山市教委の公文書開示により、安房採択地区協議会が教育出版を選定したことが判明。）

2. 上記以外に、県立千葉中学校と県立東葛飾中学校が日本文教出版に決定。これは、8月29日の県教育委員会の傍聴が許可された（今年初めて公開採択になった！）ために判明したもの。

3. 安房採択地区の様子

（1）本年度の教科書展示会は、次の2か所で開催。

○館山教科書センター（南房総教育事務所安房分室内 館山市北条 402-3）

6/15（金）～7/4（水） 9時～17時 *土・日休館

○鴨川教科書センター（鴨川市立図書館 鴨川市横渚 1428）

6/15（金）～7/1（日） 9時～19時 最終日は17時まで

*6月18日（月）・25日（月）・29日（金）は休館

【参考】 1. 本年度、千葉県での教科書展示会は、24か所の教科書センターと2か所の移動展示場（成田・八日市場）で実施。

2. 館山・鴨川の教科書センターに関する問い合わせ先は南房総教育事務所安房分室 0470-22-3876

（2） 3市1町による安房採択地区協議会での協議・選定を元に、各教育委員会で使用教科書を採択する。協議会の事務局は持ち回りで2年間担当する。昨年度までは鋸南町教育委員会、本年度からは館山市教育委員会が担当。

（3） 安房採択地区協議会の委員は16名。内訳は次の通り。（昨年度の場合）

教育委員会代表 8名（各市町より2名ずつ） 校長代表 2名

教諭代表 2名 保護者代表 4名

*上記以外に専門調査員数名を選任し、調査結果を報告。

（4） 協議会は昨年度、6月16日と7月11日の2回開かれた。第2回の会議で教育出版の教科書が選定され（資料8参照）、その後、各教育委員会で採択された。

- (5) 館山市教育委員会では、教科書採択が教育長の「専決事項」となっているため（資料2参照）教育委員会会議の議題になっていない。鴨川市と南房総市の昨年度の審議概要は、ホームページで公開している会議録から窺い知ることができる（資料3・4参照）。鋸南町も教育委員会会議で審議しているが、会議録はホームページに載せていない（現在、公文書開示を請求中）。
- (6) 教育委員会会議自体は3市1町とも原則的に傍聴できる（ただし人事案件は除く。資料7参照）が、教科書採択については「静謐な審議環境の確保」を理由に非公開にしている。南房総市でも、本年7月20日開催の教育委員会会議は非公開（傍聴者退席）であった。教科書採択の重要性に鑑み、市民に開かれた審議への改善が求められる（資料6の1の（3）参照）。館山市の「教育長専決」方式は採択権者としての教育委員会の権限と責任を放棄したもの（資料6の2の（1）参照）。
- (7) 審議内容や採択結果は8月31日まで非公開とされている。これは、無償措置法施行令に規定されている「採択の時期」（「8月31日までに」）を誤解もしくは曲解したものであり（資料5参照）、「情報の積極的な公表」を求めている文科省通知にも反する（資料6参照）。

4. 今後の課題

以上が、安房地区における教科書採択の概況である。

小学校では教育出版の教科書を使った道徳の授業が4月から始まっている。昨年度の選定・採択の経過を見ると、十分な審議とはほど遠い。採択に至る手続きの透明化・民主化が不可欠である。また、教科書自体の検討や現場の実態交流などにも力を注ぎたい。

中学校道徳教科書については、7月10日の地区協議会で教育出版が選定されたことが判明した。しかし、協議会での協議の様子、館山市以外の教育委員会での審議内容や採択結果はまだ公表されていない。取り組みの継続が求められる。

【資料1】「安房地区道徳教育を考える会」からの3市1町の教育長への要望書 *別紙

【資料2】館山市教育委員会行政組織規則より抜粋（下線等は引用者。以下同じ）
（昭和43年11月1日教育委員会規則第10号。その後、何度か改正あり）

第1章 総則

（議決事項）

第7条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針を定めること。
- (2) 教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

<略>

(14) 教科書その他の教材の取扱いの方針を定めること。

<以下略>

第2章 教育委員会

(教育長の専決)

第10条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、第7条において規定する事務については、この限りでない。

- (1) 職員（県費負担職員を除く。以下次号において同じ。）の任免、給与その他の人事に関すること。
- (2) 教科書を採択すること。
- (3) 職員の研修を実施すること。
- (4) 小学校、中学校及び幼稚園の学級編制に関すること。
- (5) 市の負担金等の交付に関すること。
- (6) 展覧会、講習会、研究会、協議会等の主催、共催、又は後援に関すること。
- (7) 展覧会、協議会等において賞状を授与すること。
- (8) 教育機関の休館日の変更、臨時休館日及び開館時間の変更に關すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、必要と認めるものについては、最近の会議において報告しなければならない。

【資料3】鴨川市教育委員会議事録（平成29年7月18日開催）より抜粋 *別紙

【資料4】南房総市教育委員会会議録（平成29年7月20日）より抜粋 *別紙

【資料5】「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」より抜粋

(採択の時期)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

【資料6】文科省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成30年3月30日）より抜粋（下線等は引用者）

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

- (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

(2) 教科書見本の取扱いについて

(3) 過大な宣伝活動等への対処について

○教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

(4) 検定申請本の取扱いについて

(5) 教科書発行者との関係について

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

○公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるよう環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

○教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

(3) 教科書の採択期限について

○義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31

日までに行わなければならないとされていること。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

○教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果(別添資料参照)を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

【資料7】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より抜粋

(会議)

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

- 7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

【資料8】「第2回平成30年度使用教科用図書採択地区協議会会議録」よりの要約

1. 初めに「専門調査員責任者」(校長)の「小柴調査員」が、「8社の教科書を調査した結果を報告。『考える道徳』『議論する道徳』の2つの視点を念頭に」「各社の4年生の教科書を中心に調査」したとし、それぞれの「特長」を3～4点ずつ丁寧に列挙した。各教科書の宣伝文句の羅列の印象で、専門調査員としての「意

見」は表明されていない。「安房の先生方が使いやすい教科書という観点での調査」(小宮委員の質問)は行っていない。「あくまでも8社の特徴、またはよいところを見つけるという観点で調査」したとのこと。「ノートが有無の是非」(小宮委員)についても、「良し悪しの判定」はしていないと答えた。

2. 続いて、委員による審議。出山委員は、「ひとりひとりが考えそれを議論するという視点も重要」、「ノートは…書くことに時間を費やし…疑問」、「1冊にまとまっている方がよい」、「情報化への対応は…道徳ではなく別の機会に」、「伝統と文化の視点も尊重すべき」とし、「安房地域には光文書院出版と教育出版の教科書が…ふさわしい」と述べた。富永委員は、『『考え議論する道徳』に到達するには大変な努力が必要」、「安房地域の実情を考え使いやすい教科書」「郷土の偉人など…身近な題材を取り上げている教科書」がいいとし、「長嶋茂雄氏が掲載」されている教育出版を推した。三幣委員は、中央教育審議会の答申や専門家会議の議論を紹介して「新しい道徳の指導」に求められている「様々な観点」を示したのち、ノートの使用は「教師の指導方法を規制する」、「1つの題材のページ数が多い教科書は…児童の読み取りが困難」、「目次にタイトルだけが記載してあるものよりタイトル脇に主題や方向性が記載されている方が適当」などの観点から、光文書院出版と教育出版がふさわしいとした上で、前者はサイズが大きく持ち帰りや机上で作業に「不都合が生じる可能性」があるからとの理由で教育出版に絞った。小宮委員は「ノートの学習は否定的」と述べ、「ノートのない出版社5社」のうちサイズを考えて2社を外し、「題材文章が長い傾向」の光村図書を除いて東京書籍と教育出版を残し、「学習の後の問題設定」を比較して教育出版を推した。さらに三幣氏が、「難しい語句や歴史的語句」に解説が付されている点で教育出版の教科書は「配慮がなされている」と補足した。田中委員から「ノートは使用しない方が授業を進めやすい」と「現場」からの賛意が示された。月岡委員からは、「文字の情報量が多すぎる」光文書院、「比較的表現が難しい語句」を使用している学研への疑問が出された。

3. 以上のように、4人の教育長(出山、富永、三幣、月岡の各氏)を含む6人の委員のほかに意見はなく、「異議なしの声」で教育出版の教科書が選定された。その後、各教育委員会が採択を行い7月28日までに結果を報告するよう事務局から連絡があった。